特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	障害者福祉に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草津町は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	○事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。 ○障害者福祉システムにおける自然災害等による被害軽減のため、町外に設置してある主サーバーとの接続にあっては、専用回線を利用し、不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

群馬県草津町長

公表日

令和6年12月3日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	障害者福祉に関する事務とは、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、各種障害者福祉サービス等に関する事務である。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。①障害児通所支援・相談支援に関する事務②障害者手帳に関する事務③障がい者自立支援給付に関する事務④地域生活支援事業（日常生活用具受付・給付）に関する事務 情報ネットワークシステムに接続して特定個人の照会を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	SWANシステム、障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト

2. 特定個人情報ファイル名
手帳情報ファイル、障害者総合支援受給者ファイル 指導記録ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、番号法） ・第9条第1項　別表の9、21、51、67、117の項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第8条、第12条、第25条、第38条、第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2の表（令和6年デジタル庁、総務省令第9号）　14、15、16、20、37、75、80、144、145、146の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表（令和6年デジタル庁、総務省令第9号） 項番11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	愛町部福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	草津町役場　愛町部　福祉課　吾妻郡草津町大字草津28番地　電話:0279-88-7189(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	草津町役場　愛町部　福祉課　吾妻郡草津町大字草津28番地　電話:0279-88-7189(直通)

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　　]接続しない（入手）　　[　　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業　　[　　]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、同性同名者がいた場合の十分な再確認、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳事務等では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を原則行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の保管及び廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		

従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) （昭和25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一　第8,11,14,84の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一　第8,11,14,84の項	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 2.所属長	福祉課長　荒木彰彦	福祉課長　沖津剛夫	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 2.所属長	福祉課長　沖津剛夫	福祉課長　榎岸康介	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ．1．②	障害者福祉に関する事務とは、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、各種障害者福祉サービス等に関する事務である。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①障害児通所支援・相談支援に関する事務 ②障害者手帳に関する事務（北海道への進達事務） ③障がい者自立支援給付に関する事務（地域生活支援事業（日常生活用具受付・給付）に関する事務	障害者福祉に関する事務とは、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、各種障害者福祉サービス等に関する事務である。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①障害児通所支援・相談支援に関する事務②障害者手帳に関する事務（北海道への進達事務）③障がい者自立支援給付に関する事務（地域生活支援事業（日常生活用具受付・給付）に関する事務、情報ネットワークシステムに接続して特定個人の照会を行う）情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ．1．③	障害者福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	SWANシステム、障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 転送通信ソフト	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ．2．	資格管理ファイル、支払ファイル、所得ファイル	手帳情報ファイル、障害者総合支援受給者ファイル 施設記録ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ．3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一　第8,11,14,84の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)（以下、番号法）第9条第1項、別表第一　第8項、第11項、第12項、第14項、第34項、第84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第60条	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ．4．②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 16,25,55~57,87,116 の項 （別表第二における情報照会の根拠） 10,11,12,108,109,110 の項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第10、11、12、20、25、53、108、109、110の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第8、11、16、20、26、28、31、53、54、56、56の2、57、87、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号　第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
令和2年4月1日	新様式に変更				
令和2年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 2.所属長	福祉課長　榎岸康介	福祉課長　一場礼子	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 2.所属長	福祉課長　一場礼子	課長	事後	
令和3年6月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の10、11、12、20、53、108、109、110の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第55条、第55条の2、、第55条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号　第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の10、11、12、20、53、108、109、110の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第55条、第55条の2、、第55条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号　第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
令和3年12月3日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一　第8項、第11項、第12項、第14項、第34項、第84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第60条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、番号法） ・第9条第1項　別表の9、21、51、67、117の項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第8条、第12条、第25条、第38条、第60条	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和3年12月3日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第10、11、12、20、25、53、108、109、110の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年二月十二日内閣府、総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第55条、第55条の2、第55の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二第8、11、16、20、26、28、31、53、54、56、56の2、57、87、108、116項並びに内閣府・総務省令第七号　第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	■情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2の表（令和6年デジタル庁、総務省令第9号）：14、15、16、20、37、75、80、144、145、146の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表（令和6年デジタル庁、総務省令第9号）： 項番11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和3年12月3日	1 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	記載なし	記載なし	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和3年12月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数　2.取扱者いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和6年12月1日	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和3年12月3日	Ⅳ リスク対策 9. 人手を介在させる作業　10.最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	8.十分である　11.3種類のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正